

入札説明書

簡易水道固定資産台帳等共同整備業務

令和2年4月

奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課

一般競争入札 入札説明書

簡易水道固定資産台帳等共同整備業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。
入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成 7 年 12 月 27 日奈良県告示 425 号)による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q4:検査・分析・調査業務」に登録していること。
- (7) 過去 5 年間(平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)に、国、地方公共団体、独立行政法人から、水道施設台帳または固定資産台帳の整備業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有すること。
- (8) 配置技術者：管理技術者及び照査技術者を配置すること。
なお両技術者は、次の①、②のいずれかの資格を有すること。
 - ① 技術士：総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」
 - ② シビルコンサルティングマネージャ：「上水道及び工業用水道」

2 競争入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加確認申請書及び必要な書類等（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。

① 提出書類

ア 入札参加申請書（第 1 号様式）

イ 1 の（7）の実績がわかる書類として当該業務契約書の写し及び履行を確認できる書類

ウ 1 の（4）の確認書類として業務履行に関する実施体制図（第 2 号様式）

※配置予定技術者各々の資格証及び保険証の写しを添付すること

② 提出方法

奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課に 1 部郵送すること。

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

③ 提出期限

令和 2 年 5 月 19 日（火）午後 4 時

(2) 入札参加者は、入札参加資格申請書等に関して奈良県から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

3 入札の手続

(1) 入札書（第 3 号様式）の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒

に「簡易水道固定資産台帳等共同整備業務に係る入札書在中」を朱書きし、入札書を入れた封筒（直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をしたもの）を入れ、奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課長あての親展とし、期限までに到着するように発送してください。

- (2) 落札候補者が複数いる場合はくじにより落札候補者を決定します。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札書提出者のうち、立会を希望される方は立会をしてください。（ただし、代理人が立会う場合は、委任状（第4号様式）を持参してください。）

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札にする条件に違反した入札
- (3) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 落札者の決定方法等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

ア 「くじ」は、2回行います。

1回目のくじは、くじを引く順番を決定します。

2回目のくじで落札者順位を決定します。

イ くじを引くとき当該会社の立会者等がない場合は本入札に関係しないものが代理として「くじ」を引きます。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けている場合は、契約を締結しません。

7 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除する。

(3) 契約の締結

落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとする。

(4) 質問の受付

この入札に関する質問は、質問票（第5号様式）によりFAX（0742-27-6395）で受け付けることとする。

(5) その他

詳細は、別紙仕様書のとおりとする。